

(整理番号 717)

## 大阪地方最低賃金審議会

### 令和7年度第1回大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和7年8月25日（月）  
午前10時04分から午後0時18分

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室

#### 3 出席者

公 益を代表する委員	3 名
労働者を代表する委員	3 名
使用者を代表する委員	3 名

#### 4 議 事

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 審議の進め方について
- (3) 審議資料について
- (4) 大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無について

#### 5 議事要旨

- (1) 部会長に北川委員、部会長代理に村上委員が選出された。
- (2) 今年度の大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会について  
は、運営規程のとおり会議及び議事録は非公開、議事要旨のみ公開、  
審議資料については、専門部会終了後公開とするとの確認が行われ  
た。
- (3) 事務局から専門部会における改正決定の必要性の有無の審議の進  
方について説明が行われた。
- (4) 事務局から審議資料について説明が行われた。
- (5) 大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要性の有無に  
ついて、労使から以下の主張が行われた。

- 労働者代表委員からは、労働人材獲得と流出防止、従業員のモチベーション向上、産業技術の継承、産業内の未組織労働者・非正規労働者を含めた労働者全体の賃金向上を図るためにも特定最低賃金を引き上げて産業の優位性を確保する必要がある。

経営実態、出荷額の状況等から企業業績は好調であり、最低賃金の引上げが可能な状況にある。等の理由から特定最低賃金の引上げの必要有りとの主張があった。

- 使用者代表委員からは、関税問題の影響、中国経済の不調など、経済の先行きが不透明である。

原資の配分は業界による。中堅、中小企業は、賃金改定の原資確保が経営を大きく圧迫する。

地域別最低賃金を上回る特定最低賃金の設定は不要である。

等の理由から必要性無しとの主張があった。

- (6) 次回は、本日の議論を踏まえ、引き続き審議を進める旨労使双方にて確認され、審議は終了した。